

足利市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 足利市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、栃木県と足利市が協働して実施する移住支援事業に基づく足利市移住支援金(以下「移住支援金」という。)の交付については、栃木県移住支援事業実施要綱(平成31年4月23日地振第16号)、足利市補助金等交付規則(平成19年足利市規則第60号)及びその他法令等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 移住希望者 移住元から足利市への移住を希望する者をいう。
- (2) 移住元 移住希望者が足利市へ移住する前に居住していた東京23区又は東京圏のうち条件不利地域以外の市町村をいう。
- (3) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条に規定する特別区をいう。
- (4) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (5) 条件不利地域 次のいずれかの地域等を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。
 - ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に規定する過疎地域
 - イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定による指定を受けた振興山村
 - ウ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定による指定を受けた離島振興対策実施地域
 - エ 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定による指定を受けた半島振興対策実施地域
 - オ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (6) 単身の移住 移住希望者が移住元から足利市へ単身で移住することをいう。
- (7) 世帯の移住 移住希望者及び移住希望者と同一の世帯に属する者(以下「世帯員」という。)が移住元から足利市へ移住し、かつ、移住支援金の交付申請の時に同一の世帯に属していることをいう。
- (8) 雇用保険の被保険者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (9) 暴力団員等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排除条例(平成24年足利市条例第22号)第6条に規定する密接関係者をいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付対象者は、移住希望者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表で定める移住元の居住等の要件を満たす者であること。
- (2) 別表で定める足利市への移住の要件を満たす者であること。
- (3) 別表で定める単身の移住又は世帯の移住の要件を満たす者であること。
- (4) 別表で定める就業、テレワークもしくは起業に関する要件を満たす者であること。
- (5) 別表で定めるその他の要件を満たす者であること。

(交付金の額)

第4条 移住支援金の額は、世帯の移住の場合にあつては100万円、単身の移住の場合にあつては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(交付申請)

第5条 移住希望者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、足利市移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、移住希望者は、当該申請の際、運転免許証その他の本人であることを示す書類を提示しなければならない。

- (1) 足利市移住支援金の交付申請に関する誓約書(様式第2号)
- (2) 移住元の居住等の要件を満たすことを証する書類
- (3) 足利市へ移住した証(住民票)
- (4) 就業、テレワークもしくは起業に関する要件に該当することを証する書類
- (5) 暴力団員等に該当しない者であることを誓約する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号の書類は、次のとおりとする。

区分	書類
移住元が東京23区 のとき。	移住元の区長が発行する住民票の写しその他の移住元での居住地及び居住期間が確認できるもの(世帯の移住の場合は、移住希望者及び世帯員全員が記載されているものをいう。)
移住元が東京圏のうち条件不利地域以外の市町村のとき。	(1) 移住元の市町村長が発行する住民票の写しその他の移住元での居住地及び居住期間が確認できるもの(世帯の移住の場合は、移住希望者及び世帯員全員が記載されているものをいう。) (2) 雇用者にあつては、次に掲げる書類 ア 法人の登記事項証明書

	<p>イ 東京23区内の在勤地及び就業期間並びに雇用保険の被保険者であったことを確認できるもの</p> <p>(3) 個人事業主にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 開業届出済証明書</p> <p>イ 東京23区内の在勤地及び就業期間を確認できるもの</p> <p>(4) 通学期間も移住元に関する要件を満たす期間とする者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 卒業証明書・成績証明書その他在学期間を確認できるもの</p> <p>イ 東京23区内の在勤地及び就業期間を確認できるもの及び雇用保険の被保険者であったことを確認できるもの</p> <p>(5) 前3号に掲げる者以外の者にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 就業証明書</p> <p>イ 東京23区内の在勤地及び就業期間を確認できるもの及び雇用保険の被保険者であったことを確認できるもの</p>
--	--

3 第1項第4号の書類は、次のとおりとする。

区分	書類
就業の場合	就業証明書（様式第3号）
テレワークの場合	就業証明書（様式第4号）
起業の場合	栃木県地域課題解決型創業支援補助金交付要領に規定する補助金の交付決定通知書の写し

4 第1項第5号の書類は、暴力団等の排除に関する誓約書（様式第5号）とする。

5 移住希望者は、第1項の規定による申請（以下「交付申請」という。）をしようするときは、あらかじめ市長と協議するものとする。
（交付決定）

第6条 市長は、交付申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付すべきものと認めるときは、移住支援金の交付を決定する。
（交付決定通知）

第7条 市長は、前条の規定により移住支援金の交付を決定したときは、速やかにその内容及びこれに付した条件を足利市移住支援金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、移住支援金を交付しない旨を決定し、その理由を付して足利市移住支援金不交付決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

(1) 第3条に規定する交付対象者の要件を満たさないとき。

(2) 予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができないとき。

(3) その他移住支援金の交付が不相当と認めるとき。

(移住支援金の交付等)

第8条 前条第1項の交付決定通知を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、交付申請の日（以下「交付申請日」という。）から2か月以内に足利市移住支援金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日を経過する日と交付申請日から起算して3か月を経過する日のいずれか早い日までに移住支援金を交付する。

(調査等)

第9条 市長は、移住支援金の交付の前後を問わず、必要があると認めるときは、現地調査を行い、又は当該申請者に対し、報告若しくは書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、移住希望者が次の各号のいずれかに該当したときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、当該移住希望者について、就業した法人の倒産、災害又は病気その他やむを得ない事情があると栃木県知事及び市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 交付申請日から3年を経過する日前に足利市から転出をしたとき。

(3) 交付申請日から1年以内に別表で定める就業に関する要件を満たさなくなったとき。

(4) 栃木県地域課題解決型創業支援補助金交付要領に規定する補助金の交付決定が取り消されたとき。

(5) 交付申請日から3年を経過し、かつ、5年を経過する前に足利市から転出をしたとき。

2 前項に規定する移住支援金の交付決定の全部又は一部の取消しの基準は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号から第4号までの規定に該当するとき 全額

(2) 前項第5号の規定に該当するとき 半額

(移住支援金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により移住支援金の交付決定を取り消した場合において、当該交付決定の取消しに係る部分に関し、既に移住支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条1号の規定は、令和元年12月20日以降に足利市長に転入届を提出した者に適用し、同日前に足利市長に転入届を提出した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条1号の規定は、令和2年12月22日以降に足利市長に転入届を提出した者に適用し、同日前に足利市長に転入届を提出した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和4年4月1日以降に足利市長に転入届を提出した者に適用し、同日前に足利市長に転入届を提出した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和5年4月1日以降に足利市長に転入届を提出した者に適用し、同日前に足利市長に転入届を提出した者については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	要件
1 移住元の居住等	<p>移住希望者が住基法第24条の規定による転出届を移住元の市区町村長へ提出し、かつ、次の各号に該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も移住元に関する要件を満たす期間とすることができる。</p> <p>(1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。</p> <p>(2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）</p>
2 足利市への移住	<p>移住希望者が住基法第22条に規定する転入届を足利市長に提出し、交付申請日から5年以上継続して足利市に居住する意思を有すること。</p>
3 単身の移住	<p>次の各号のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 移住希望者が足利市へ転入をした日が制定日以降であること。</p> <p>(2) 移住希望者が足利市へ転入をした日から起算して3か月以上1年以内の間に交付申請があったこと。</p>
4 世帯の移住	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 移住希望者及び世帯員が足利市へ転入をした日が制定日以降であること。</p> <p>(2) 移住希望者及び世帯員が足利市へ転入をした日から起算して3か月以上1年以内の間に交付申請があったとき。</p>

<p>5 就業 (一般の場合)</p>	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に勤務地が所在すること。 (2) 就業先が移住支援金の対象として栃木県マッチング支援事業実施要領に規定する企業情報掲載サイト（第5号において「企業情報掲載サイト」という。）に掲載している求人又は移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。 (3) 移住希望者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 (4) 1週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて当該法人に就業し、交付申請時において、引き続き3か月以上在職していること。 (5) 第2号に規定する求人への応募日が、企業情報掲載サイト又は移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに同号の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 (6) 当該法人に移住支援金の交付申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。 (7) 当該雇用が、転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
<p>6 就業 (専門人材の場合)</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。 (2) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業していること。 (3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。 (4) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

	<p>(5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
7 テレワーク	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。</p> <p>(2) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>
8 起業	<p>第10条第1項第4号に規定する補助金の交付決定を受け、かつ、交付申請日が当該補助金の交付決定を受けた日から1年以内であること。</p>
9 その他	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 移住希望者及び世帯員が暴力団員等でないこと。</p> <p>(2) 日本の国籍を有し、又は日本の国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2に規定する在留資格(永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者又は定住者に限る。)を有するもの若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条、第4条又は第5条に規定する特別永住者であるもの</p> <p>(3) その他栃木県知事又は市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>

備考

- 1 この表において「住基法」とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)をいう。
- 2 この表において「制定日」とは、栃木県が栃木県移住支援事業実施要綱を制定した平成31年4月23日をいう。